

三条市監査委員告示第2号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、本書のとおり同法同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和3年2月26日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 武 石 栄 二

記

- | | | |
|------------|--|---|
| 1 監査の対象 | 「令和2年度 公の施設の指定管理者監査報告書（槻の森斎苑、リージョンセンター、体育文化会館、かわまち交流拠点施設）」のとおり | |
| 2 監査の対象施設等 | 同 | 上 |
| 3 監査の期間 | 同 | 上 |
| 4 監査の方法 | 同 | 上 |
| 5 監査の着眼点 | 同 | 上 |
| 6 監査の結果 | 同 | 上 |

令和2年度 公の施設の指定管理者監査報告書
(槻の森斎苑、リージョンセンター、体育文化会館、かわまち交流拠点施設)

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者監査未実施の指定管理者及び所管課の令和元年度及び令和2年度に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理施設名	指定管理者	所管課
槻の森斎苑（火葬場）	株式会社元創 代表取締役 石井 秀樹	市民部 市民窓口課
リージョンセンター	社会福祉法人ひめさゆり福祉会 理事長 清水 昭	市民部 生涯学習課
体育文化会館	一般社団法人三条まちづくり会社 代表理事 長谷川 晴生	福祉保健部 健康づくり課
かわまち交流拠点施設	かわまち・ドットコム 代表者 株式会社丸富 代表取締役 柴山 昌彦	建設部 建設課

3 監査期間 令和2年10月1日から令和3年2月26日まで

4 監査実施委員 長 橋 昇
捧 厚 雄
武 石 栄 二

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われ、必要事項が記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適切に行われているか。
- オ 施設の管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第2 監査の対象施設の指定管理者等の概要

1 槻の森斎苑（火葬場）

当該施設は、平成21年9月に供用開始し、当初から指定管理者施設として運営してきた。

現指定管理者は公募により選定され、その指定期間は令和元年度から令和5年度までとなっている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 槻の森斎苑（火葬場）に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要 (応募時)	株式会社元創 1 設立年月日 平成19年10月12日 2 役員・雇用人数 役員3人、正社員34人、パート社員9人 3 所在地 東京都杉並区高円寺南三丁目24番31号 4 主な事業 (1) 火葬炉残骨灰の収集運搬及び清掃 (2) 火葬炉台車保護材・火葬炉用品の販売 (3) 火葬炉施設の管理運営 など		
設置目的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく火葬を行う。		
所在地	三条市月岡3722番地		
内容 (主なもの)	敷地面積 16,891.59㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 一部2階建 延床面積 2,219.90㎡（1階1,888.48㎡、2階331.42㎡） 火葬炉設備 5基（使用燃料：灯油） 主な諸室 玄関ホール、告別室（2室）、炉前ホール、待合室（最大4室）、待合ロビー（2か所）、収骨室（2室）、事務室ほか 屋外施設等 芝生広場、調整池、屋外便所（多目的便所）、東屋		
開場時間	午前8時30分から午後5時30分まで		
休場日	1月1日及び1月2日、市長が必要と認めた日		
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	平成21年9月1日		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	1,271件	1,292件	974件
指定管理料	36,187,000円	32,013,300円	32,201,400円

(注) 令和2年度の利用件数は12月末現在、指定管理料は当初額を示す。

なお、平成30年度の指定管理者は他団体である。

表2 槻の森斎苑（火葬場）に係る収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	32,013,300	32,013,300	0	32,201,400
指定管理料	32,013,300	32,013,300	0	32,201,400
支出	32,013,300	35,229,847	3,216,547	32,201,400
人件費	15,982,670	16,749,581	766,911	14,809,300
消耗品費	381,500	1,023,567	642,067	385,000
燃料費	7,684,500	5,901,378	△1,783,122	7,755,000
光熱水費	3,618,800	3,090,237	△528,563	3,546,400
通信運搬費	156,960	95,340	△61,620	158,400
手数料	—	92,004	92,004	—
委託料	2,644,340	3,069,660	425,320	3,988,600
保険料	—	20,460	20,460	—
被服料	—	220,816	220,816	—
備品購入費	163,500	412,403	248,903	165,000
修繕費	303,020	270,000	△33,020	305,800
使用料	38,150	39,240	1,090	38,500
諸経費	1,039,860	4,245,161	3,205,301	1,049,400
収入－支出	0	△3,216,547	△3,216,547	0

2 自主事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	—	12,265	12,265	—
自動販売機売上	—	12,265	12,265	—
支出	—	23,745	23,745	—
目的外使用許可申請料	—	23,745	23,745	—
収入－支出	—	△11,480	△11,480	—

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	32,013,300	32,025,565	12,265	32,201,400
支出	32,013,300	35,253,592	3,240,292	32,201,400
収入－支出	0	△3,228,027	△3,228,027	0

2 リージョンセンター

当該施設は、昭和56年12月に開館し、開館当初から平成20年度までは市直営で管理し、その後、指定管理者制度による管理となり平成30年度までは公募により指定管理者の選定を行っていた。

現指定管理者は、当該施設のある建物に併設されている地域活動支援センターを運営する法人であり、同建物を一体として管理運営することで、より効率的かつ効果的なサービスの提供などが期待できることから、非公募により選定され、その指定期間は令和元年度から令和5年度までとなっている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 リージョンセンターに係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要 (応募時)	社会福祉法人ひめさゆり福祉会 1 設立年月日 平成15年9月25日(法人登記 平成15年10月1日) 2 役員・雇用人数 理事7人、監事2人、評議員8人、正職員30人、 臨時及びパート職員21人 3 所在地 三条市飯田2561番地1 4 主な事業 (1) 生活介護事業 (2) 就労継続支援B型事業 (3) 共同生活援助事業 (4) 地域活動支援センター(三条市からの委託) (5) 日中一時支援事業(三条市からの委託) など		
設置目的	心身ともに健全な市民の育成を図ることを目的とする。		
所在地	三条市尾崎3902番地5		
内 容 (主なもの)	敷地面積 1,228.00㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1階 341.00㎡ 2階 266.00㎡ 計 607.00㎡ 主な諸室 青少年研修室、集会室、研修室		
開館時間	午前9時から午後10時まで		
休館日	12月29日から翌年1月3日まで		
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
選定方法	非公募		
設置年月日	昭和56年12月14日		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	1,466人	1,446人	566人
指定管理料	1,240,000円	1,482,000円	1,510,000円

(注) 令和2年度の利用人数は12月末現在、指定管理料は当初額を示す。

なお、平成30年度の指定管理者は他団体である。

表2 リージョンセンターに係る収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	1,508,000	1,499,760	△8,240	1,536,000
指定管理料	1,482,000	1,482,000	0	1,510,000
利用料金収入	26,000	17,760	△8,240	26,000
支出	1,518,000	1,373,853	△144,147	1,546,000
人件費	194,000	194,000	0	194,000
消耗品費	8,000	13,642	5,642	9,000
印刷製本費	5,000	14,688	9,688	5,000
光熱水費	851,000	740,797	△110,203	868,000
通信運搬費	71,000	10,440	△60,560	73,000
手数料	38,000	21,060	△16,940	39,000
委託料	301,000	331,598	30,598	307,000
修繕費	50,000	47,628	△2,372	51,000
収入－支出	△10,000	125,907	135,907	△10,000

2 自主事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	10,000	0	△10,000	10,000
支出	—	50,104	50,104	—
消耗品	—	8,204	8,204	—
印刷製本費	—	31,900	31,900	—
謝礼金	—	10,000	10,000	—
収入－支出	10,000	△50,104	△60,104	10,000

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	1,518,000	1,499,760	△18,240	1,546,000
支出	1,518,000	1,423,957	△94,043	1,546,000
収入－支出	0	75,803	75,803	0

3 体育文化会館

当該施設は、旧総合体育館と旧体育文化センターを統合し、令和元年 12 月に開館し、令和元年度から指定管理者制度による管理を行っている。

現指定管理者は公募により選定され、その指定期間は令和元年度から令和 5 年度までとなっている。

指定管理者及び施設の概要は表 1、収支状況は表 2 のとおりである。

表 1 体育文化会館に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要 (応募時)	一般社団法人 三条まちづくり会社 1 設立年月日 平成 31 年 4 月 1 日 2 役員・雇用人数 役員 9 人、正職員 6 人、パート職員 6 人 3 所在地 三条市元町 2 番 16 号 4 主な事業 (1) スポーツ振興に関する事業 (2) 芸術文化振興に関する事業 (3) 指定管理を含む公共施設の管理運営に関する事業 など		
設置目的	市民のスポーツ及び文化活動並びに交流の活発化を図ることを目的とする。		
所在地	三条市荒町二丁目 1 番 3 号		
内容 (主なもの)	敷地面積 16,431 m ² 建築構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、地上 3 階建 延床面積 10,389.91 m ² 主な諸室 アリーナ、マルチホール、トレーニングルーム ほか		
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで		
休館日	なし		
指定期間	令和元年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	令和元年 12 月 1 日		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数		139,434 人	116,862 人
指定管理料		25,669,000 円	74,360,000 円

(注) 令和 2 年度の利用人数は 12 月末現在、指定管理料は当初額を示す。

表2 体育文化会館に係る収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	34,068,000	35,914,398	1,846,398	111,627,000
指定管理料	24,200,000	25,669,000	1,469,000	74,360,000
業務委託料	—	340,560	340,560	960,000
事業収益	9,855,000	9,769,970	△85,030	36,184,000
営業外収益	13,000	134,868	121,868	123,000
支出	34,068,000	38,464,609	4,396,609	115,527,000
人件費	7,070,000	6,654,957	△415,043	20,925,000
光熱水費	8,950,000	9,998,871	1,048,871	26,888,000
委託費	12,220,000	16,051,710	3,831,710	53,567,000
借上料	4,561,000	4,039,640	△521,360	12,060,000
修繕費	100,000	4,000	△96,000	500,000
消耗品費	500,000	1,392,798	892,798	542,000
通信運搬費	164,000	154,666	△9,334	340,000
手数料	405,000	167,967	△237,033	605,000
旅費	48,000	0	△48,000	50,000
研修費	50,000	0	△50,000	50,000
収入－支出	0	△2,550,211	△2,550,211	△3,900,000

2 自主事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	100,000	0	△100,000	4,000,000
施設自主事業	100,000	0	△100,000	4,000,000
支出	100,000	0	△100,000	100,000
傷害保険料	100,000	0	△100,000	100,000
収入－支出	0	0	0	3,900,000

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	34,168,000	35,914,398	1,746,398	115,627,000
支出	34,168,000	38,464,609	4,296,609	115,627,000
収入－支出	0	△2,550,211	△2,550,211	0

4 かわまち交流拠点施設

当該施設は、平成26年5月に開館し、平成26年度から指定管理者制度による管理を行っている。

現指定管理者は公募により選定され、その指定期間は令和元年度から令和5年度までとなっている。

なお、現指定管理者である「かわまち・ドットコム」は、3者で構成する共同企業体である。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 かわまち交流拠点施設に係る指定管理者及び施設の概要

<p>団体の概要 (応募時)</p>	<p>かわまち・ドットコム（共同企業体） 〔構成団体1（代表）〕 株式会社丸富 1 設立年月日 昭和10年3月10日（法人登記 平成8年6月5日） 2 役員・雇員人数 役員3人、正職員22人、臨時及びパート職員15人 3 所在地 三条市若宮新田697番地1 4 主な事業 (1) 屋内外スポーツ施設、体育館施設、公園施設の維持管理の請負、工事及び設計施工 (2) スポーツ機具用品の販売、修理及び賃貸 (3) 造園、緑化、土木工事の企画、設計、施工、管理 (4) 農業機械の製造、販売、修理 (5) 農薬、肥料、種子、資材の販売 (6) 有機農法・オーガニック栽培等指導、農産物販売 など 〔構成団体2〕 ケンオー・ドットコム合同会社 1 設立年月日 平成29年6月1日 2 役員・雇員人数 役員1人 3 所在地 燕市南1丁目13番2号 4 主な事業 (1) インターネットニュース配信事業 (2) 動画制作事業 (3) ホームページ制作事業 など 〔構成団体3〕 株式会社エヌエスアイ 1 設立年月日 昭和63年2月5日 2 役員・雇員人数 役員3人、正職員15人、臨時及びパート職員16人 3 所在地 新潟市東区津島屋六丁目63番地2 4 主な事業 (1) スポーツイベント並びに各種イベントの企画、制作、運営、興行、請負及び支援業務 (2) 新聞、出版物取次業務・配送 (3) フリーペーパー流通事業 など</p>
------------------------	--

設置目的	水辺の賑わい及び憩いの場を提供することにより、地域間交流の促進を図るとともに、水害の疑似体験等を通じた学習の場を提供することにより、水害に対する防災意識の啓発を図るための施設とする。		
所在地	三条市上須頃167番地1		
内容 (主なもの)	観光情報提供施設及び防災啓発施設（水防学習館） 敷地面積 1,589.13㎡ 建築構造 鉄骨造2階建 延床面積 411.53㎡（1階201.61㎡、2階209.92㎡） 1階 事務室、水防倉庫 2階 展示ホール、会議室 災害対策車両庫 建築構造 鉄骨造2階建 2階延床面積 126.15㎡ 休憩室、洗濯室、仮眠室 広場 敷地面積 約40,000㎡ 駐車場 約450台 芝生広場（せせらぎ水路、かまどベンチ、バスケットゴール含む。） 進入路 4,420㎡ 園路 1,170㎡ 階段 94㎡ 洗い流し場 一式		
開館時間	午前9時から午後5時まで		
休館日	12月29日から翌年1月3日まで		
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	平成26年5月18日		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	67,310人	73,657人	19,283人
指定管理料	8,487,000円	7,973,000円	8,021,000円

(注) 令和2年度の利用人数は12月末現在、指定管理料は当初額を示す。
 なお、平成30年度の指定管理者は他団体である。

表2 かわまち交流拠点施設に係る収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	7,973,000	7,975,100	2,100	8,021,000
指定管理料	7,973,000	7,973,000	0	8,021,000
その他収入	—	2,100	2,100	—
支出	7,973,000	8,494,024	521,024	8,021,000
人件費	4,330,000	5,004,515	674,515	4,330,000
消耗品費	120,000	164,116	44,116	120,000
光熱水費	1,020,000	1,155,813	135,813	1,020,000

印刷製本費	30,000	0	△30,000	30,000
燃料費	20,000	0	△20,000	20,000
通信運搬費	52,000	221,749	169,749	52,000
手数料	30,000	△2,918	△32,918	30,000
委託料	1,279,000	1,054,256	△224,744	1,279,000
保険料	30,000	0	△30,000	30,000
借上料	61,000	71,952	10,952	61,000
使用料	110,000	0	△110,000	110,000
修繕費	60,000	94,800	34,800	60,000
広告宣伝費	120,000	260,341	140,341	120,000
訓練研修費	30,000	0	△30,000	30,000
旅費交通費	—	17,400	17,400	—
事務管理費	240,000	0	△240,000	240,000
本部経費	50,000	0	△50,000	50,000
公課費	391,000	452,000	61,000	439,000
収入－支出	0	△518,924	△518,924	0

2 自主事業

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	5,221,000	4,776,128	△444,872	5,221,000
ミズベリング三条事業委託料	4,200,000	4,200,000	0	4,200,000
イベント出店料、用品レンタル料、参加費等	1,021,000	576,110	△444,890	1,021,000
受取利息	—	18	18	—
支出	5,219,000	4,240,759	△978,241	5,219,000
人件費、講師謝礼等	5,219,000	4,240,759	△978,241	5,219,000
収入－支出	2,000	535,369	533,369	2,000

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	令和元年度			令和2年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	13,194,000	12,751,228	△442,772	13,242,000
支出	13,192,000	12,734,783	△457,217	13,240,000
収入－支出	2,000	16,445	14,445	2,000

第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善を要する事項が見受けられた。監査対象の各施設について、着眼点別の監査結果は次のとおりである。

1 槻の森斎苑（火葬場）に関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、適正に処理されていた。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の点検は、適切に行われていた。

オ 適時かつ適切な報告と指示

施設に係る報告や指示は、適切に行われていた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

当該施設に係る業務の収支の状況については、協定書による仕様書の規定では、指定管理者が行う他の業務の収支と区別し独立した口座での管理を求めているが、当該規定にのっとっていなかった。所管課においては、指定管理者の会計経理に関する事務処理の状況を確認の上、必要な指導及び協議を行い、収支の状況の明確化を図らねばならない。

また、当該指定管理者による管理の初年度である令和元年度の収支が赤字となった。初動に係る人件費が見込みよりも上回ったことが要因としているが、当該施設を安定的かつ継続的に運営をしていくためには、収支の改善に向けた指定管理者による取組はもちろんのこと、所管課も当事者意識を持ち指導等に努められたい。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われていた。

オ 規程、マニュアル等の整備

不審者に関する対応マニュアルは整備されていたが、訓練が実施されていなかった。施設利用者の安全を確保するため、不測の事態に備え定期的に訓練を実施されたい。

2 リージョンセンターに関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、適正に処理されていた。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の点検は適切に行われていた。

オ 適時かつ適切な報告と指示

利用者が安心、安全に施設を利用できるよう、施設の老朽化に伴う雨漏り等の修繕について、三条市公共施設再配置計画に基づく方針を踏まえつつ、速やかに、その対応を検討されたい。

協定書に定める利用料金の決定に係る承認の事務処理において、事務決定権者を所管部長とすべきところ所管課長とするなどの誤りが見受けられた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

使用の許可、管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されていた。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われていた。

オ 規程、マニュアル等の整備

不審者に関する対応マニュアルが整備されていなかった。施設利用者の安

全を確保するため、速やかに、マニュアルを整備し、不測の事態に備え定期的に訓練を実施されたい。

3 体育文化会館に関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

事故等に係る保険の加入に関する事項について、当該施設は指定管理者による自主事業が数多く行われ、また不特定多数の方が利用することから、市が加入する保険の適用範囲等を精査し、指定管理者による保険の加入の必要性について検討されたい。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の点検は、適切に行われていた。

オ 適時かつ適切な報告と指示

施設に係る報告や指示は、適切に行われていた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

使用の許可、管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されていた。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われていた。

オ 規程、マニュアル等の整備

施設の管理、会計経理に係る事務について、決裁に関する事項など団体規程で定めた一部の事務を除き、規程等の根拠がないまま処理を行っている状態となっていた。特に、会計経理に関しては正確性を担保する体制を整備する必要があると考えることから、速やかに、経理規程を策定されたい。

4 かわまち交流拠点施設に関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、適正に処理されていた。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の点検は、適切に行われていた。

オ 適時かつ適切な報告と指示

管理運営状況の報告について、協定書による仕様書の規定では、指定管理者から営業日報を毎日提出することとしているが、日報ではなく月報となっていた。当該実務の現状を踏まえ、仕様書の見直しが必要かどうかの検討をされたい。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

使用の許可、管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されていた。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われていた。

オ 規程、マニュアル等の整備

施設の管理規程等の諸規程は適正に整備されていた。また、災害時等の危機管理に関する対応マニュアルを整備し、訓練も実施されていた。